

(参考)平成25年4月から施行されている平成23年改正法について

平成23年4月、平成23年改正犯罪収益移転防止法が成立し、この改正法は平成25年4月1日から施行されています。その概要は、次のとおりです。

○ 取引時の確認事項の追加(士業者を除く。)

一定の取引を行う際の確認事項に、本人特定事項に加え、次のものが追加されました。

- ・ 取引を行う目的
- ・ 職業(自然人)又は事業の内容(法人・人格のない社団又は財団)
- ・ 実質的支配者(法人)
- ・ 資産及び収入の状況(ハイリスク取引の一部)

※ これらの確認事項は、事業者が疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するか否かの判断をよりの確に行うために追加されたものであり、特定事業者は、顧客等が行う取引の態様が、その取引を行う目的や職業・事業内容等の属性情報等に照らし合わせて不自然でないかどうかを吟味することにより、当該取引が疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するかどうかを判断する必要があります。

なお、確認事項が追加されることに伴い、取引に際して行う確認を「取引時確認」と、確認をした際に作成する記録を「確認記録」ということとしています。

○ ハイリスク取引の種類の追加

マネー・ローンダリングに利用されるおそれが特に高い取引(ハイリスク取引)の種類を定め、厳格な方法による確認の対象とされました。

○ 取引時確認等を的確に行うための措置の追加

事業者は、取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるものとするほか、使用人に対する教育等の必要な体制の整備に努めなければならないこととされました。

○ 特定事業者の追加

電話転送サービス事業者について、新たに特定事業者を追加することとされました。

○ 罰則の強化

本人特定事項の虚偽申告、預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則が強化されることとされました。